

品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金交付要綱

制定 令和7年7月31日 区長決定 要綱第191号

改正 令和8年5月14日 部長決定 要綱第117号

(目的)

第1条 この要綱は、「とうきょうすくわくプログラム推進事業実施要綱」(令和6年3月29日5子企第676号。以下「実施要綱」という。)に基づき認可外保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設をいう。以下同じ。)が実施する「認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業」(以下「推進事業」という。)に要する費用の一部を補助することにより、品川区(以下「区」という。)の保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、区の区域内に所在する認可外保育施設(居宅訪問型保育事業は除く。)であって、かつ、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、施設を設置し、または運営する者が次のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 暴力団(品川区暴力団排除条例(平成24年品川区条例第34号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等(暴力団ならびに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

3 次のいずれかに該当する補助対象施設に対しては、補助金の全部または一部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

(2) 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反した第1項第1号および第2号に規定する補助対象施設の設置者が設置するもの

(3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長および地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導(文書による指摘に限る。以下同じ。)について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないものまたは改善の見込みがないもの

(4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長および地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない設置者または改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象施設が推進事業の実施に要した費用とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表の1に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した金額と同表の2に定める補助基準額とを比較していずれか少ない金額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の申請をするものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で交付を決定し、品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは、品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 区長は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金交付決定取消・変更通知書（第4号様式）により、当該申請者に速やかに通知しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、区長に対し、速やかに、品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金請求書（第5号様式）により、補助金の支払いを請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査した上、当該請求に係る補助金を当該請求を行った申請者に対し支払うものとする。

(交付の条件)

第10条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付する。

(1) 承認事項

申請者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 推進事業の内容を変更しようとするとき。

イ 推進事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 事故報告等

申請者は、推進事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由および状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 状況報告

申請者は、区長の求めに応じて、推進事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

(4) 遂行命令および遂行の一時停止命令

ア 区長は、申請者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、推進事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対しこれらに従って推進事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 申請者がアの命令に違反したときは、区長は、当該申請者に対し、当該推進事業の一時停止を命ずることができる。

(5) 実績報告書の提出

申請者は、推進事業が完了したとき、または補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金実績報告書（第6号様式）を提出しなければならない。第1号イの規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

(6) 補助金の額の確定等

区長は、前号の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る推進事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金額確定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(7) 是正のための措置

区長は、前号の規定による調査等の結果、推進事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、当該推進事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

(8) 決定の取消し

ア 区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 補助金の交付決定を受けた者が第2条第2項に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、第6号の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

ウ アの規定による取消しを行った場合における申請者への通知については、第7条第2項の規定を準用する。

(9) 補助金の返還

ア 区長は、第7条第1項または前号の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、推進事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

イ 区長は、第6号の規定により申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(10) 違約金

申請者は、第8号アの規定によりこの交付の決定の全部または一部取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(11) 違約金の計算

ア 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

イ 前号の規定により、申請者が納付した違約金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(12) 他の補助金等の一時停止等

区長は、申請者に対し、補助金の返還を命じ、当該申請者が当該補助金または違約金の全部もしくは一部を納付しない場合において、当該申請者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(13) 財産処分制限

ア 推進事業により取得し、または効用が増加した価格が50万円以上の機械および器具については、補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

イ 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることがある。

ウ 推進事業により取得し、または効用が増加した財産については、善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(14) 補助対象施設の運営上の留意事項

補助金の交付を受ける申請者は、補助対象施設の運営にあたっては、補助対象施設の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(15) 財務情報等の公表

補助金の交付を受ける申請者は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」（平成27年9月24日付27福保子保第691号決定）に定めるところにより、事業実施年度の補助対象施設の運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者および当該補助対象施設の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。なお、財務情報の作成、公表をしない場合は、第8号の規定による。

(16) 施設に備える書類等

補助金の交付を受ける申請者は、当該補助金の交付申請、請求等に係る書類および事業の実施状況を明らかにした書類を当該事業完了後5年間保管しなければならない。

(17) 消費税仕入控除税額の報告

ア 補助金の交付を受ける申請者は、推進事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受ける申請者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

イ 区長は、アの規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。

ウ 区長は、補助金の交付を受ける申請者がアの規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額
実施要綱第5の取組の実施に必要な経費（報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料および賃借料、工事費）	1施設あたり 1,500,000円

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

品川区長あて

(設置者名)

(代表者職名・氏名)

(施設名)

品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付申請書

標記の補助金について、下記のとおり関係書類を添えて交付申請する。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 所要額内訳書(第1号様式別紙)

(2) その他参考となる資料(契約書、領収書等経費の内容を証明するもの)

担 当	部署	
	氏名	
	電話	
	メール	

令和 年度品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
 所要額内訳書

施設名称	証明書の 有無	認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金							
		補助対象経費 A	他の補助金の対象となる経費 B	対象経費の実支出額 C (A-B)	寄付金その他の収入額 D	寄付金等を控除した額 E (C-D)	補助基準額 F	算出額 G (EとFを比較して最も少ない額)	選定額 H (Gの1,000円未満切り捨て)
							1,500,000		

品 発 第 号
年 月 日

品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付決定通知書

(設置者名)

(代表者名) 様

品 川 区 長

印

令和 年度品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 対象施設
- 3 その他(補助条件等)

第3号様式(第6条関係)

品 発 第 号
年 月 日

品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金不交付決定通知書

(設置者名)

(代表者名) 様

品川区長

令和 年度品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金の不交付
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 理由

品 発 第 号
年 月 日

品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
交付決定取消・変更通知書

(設置者名)
(代表者名) 様

品川区長

年 月 日付 第 号により通知した品川区認可外保育施設におけるとうきょうすくわくプログラム推進事業補助金の交付決定について、下記の理由により取消し、または変更したので、品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱第7条第2項または第10条第8号ウの規定に基づき、通知します。

記

1 取消し・変更理由

請 求 書

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥					

件名 令和 年度品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金について

上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

施設所在地

施設名

請求者住所

氏 名

年 月 日

品川区長あて

(設置者名)

(代表者職名・氏名)

(施設名)

令和 年度品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
実績報告書

年 月 日付 第 号にて交付決定のあった標記補助金について、下記のとおり実績報告する。

記

1 実績報告額 金 円

2 添付書類

- (1) 実績額内訳書(第6号様式別紙)
- (2) その他参考となる資料(契約書、領収書等経費の内容を証明するもの)

担 当	部署	
	氏名	
	電話	
	メール	

令和 年度品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
実績額内訳書

施設名称	証明書の 有無	認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金							
		補助対象経費 A	他の補助金の対象となる経費 B	対象経費の実支出額 C (A-B)	寄付金その他の収入額 D	寄付金等を控除した額 E (C-D)	補助基準額 F	算出額 G (EとFを比較して最も少ない額)	選定額 H (Gの1,000円未満切り捨て)
							1,500,000		

品 発 第 号
年 月 日

品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
交付額確定通知書

(設置者名)
(代表者名) 様

品川区長

令和 年度品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金の交付額について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2 交付済額 | 金 | 円 |
| 3 返還額 | 金 | 円 |
| 4 対象施設 | | |

年 月 日

品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

品川区長あて

(設置者名)

(代表者職名・氏名)

(施設名)

年 月 日付 第 号で交付額の確定を受けた品川区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金に関する消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額について、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---------------------------------|---|---|---|
| 1 補助金確定額 | 金 | 円 | . |
| 2 消費税等に係る仕入控除税額報告額
(要補助金返還額) | 金 | 円 | |
| 3 添付書類 | | | |
| ・消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書の写し | | | |
| ・積算内訳など | | | |